

## 随意契約見直し計画

平成 20 年 1 月 31 日  
独立行政法人情報通信研究機構

### 1 . 随意契約の見直し計画

( 1 ) 平成 1 8 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも平成 2 0 年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

#### 【全体】

		平成 1 8 年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの ( 1 8 年度限りのものを含む。)		/		( 2.3%) 37	( 1.9%) 5
一 般 競 争 入 札 等	競争入札			/	
	企画競争・公募	( 10.1%) 159	( 50.0%) 130		
随意契約		( 89.9%) 1,420	( 50.0%) 130	( 4.1%) 64	( 5.1%) 13
合 計		( 100%) 1,579	( 100%) 260	( 100%) 1,579	( 100%) 260

( 注 1 ) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

( 注 2 ) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(11.2%) 19	(4.0%) 3
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争・公募	(37.3%) 63	(69.9%) 51		
随意契約		(62.7%) 106	(30.1%) 22	(5.3%) 9	(6.5%) 5
合 計		(100%) 169	(100%) 73	(100%) 169	(100%) 73

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(1.3%) 18	(1.1%) 2
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争・公募	(6.8%) 96	(42.2%) 79		
随意契約		(93.2%) 1,314	(57.8%) 108	(3.9%) 55	(4.5%) 8
合 計		(100%) 1,410	(100%) 187	(100%) 1,410	(100%) 187

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準について、以下のとおり改正することとした。

- ・ 工事又は製造について、「500万円を超えないもの」から、「250万円を超えないもの」に変更
- ・ 財産の買い入れについて、「500万円を超えないもの」から、「160万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の借り入れについて、「500万円を超えないもの」から、「80万円を超えないもの」に変更
- ・ 財産の売り払いについて、これまで基準額を設けていなかったものを「50万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の貸し付けについて、「500万円を超えないもの」から、「30万円を超えないもの」に変更
- ・ その他の役務について、「500万円を超えないもの」から、「100万円を超えないもの」に変更

(3) 随意契約の公表の基準について、以下のとおり改正することとした。

- ・ 工事又は製造について、「500万円を超えるもの」から、「250万円を超えるもの」に変更
- ・ 財産の買い入れについて、「500万円を超えるもの」から、「160万円を超えるもの」に変更
- ・ 物件の借り入れについて、「500万円を超えるもの」から、「80万円を超えるもの」に変更
- ・ その他の役務について、「500万円を超えるもの」から、「100万円を超えるもの」に変更

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期  
平成19年10月までに、以下の措置を講じ、平成19年11月以降、順次実施し、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、遅くとも平成20年度から全て一般競争入札等に移行。

(1) 一般競争入札の拡大

一般競争入札等への移行拡大を支援するため、総合評価落札方式を含む一般競争入札等の契約事務処理に関する業務マニュアルを作成し、各種の手順について具体的に示す。(平成19年10月を目途に作成予定)

( 2 ) 複数年度契約の拡大

契約事務の効率化及び一般競争入札の拡大のため、継続的な業務で次年度以降も引き続き実施するものは、複数年度契約へ移行を図る。

( 3 ) 入札等契約手続きの効率化

一般競争入札及び公募等の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、契約事務処理組織の再編を行い、併せて各種手続きの電子化についての検討を行う。

少額の調達を大括りにするなど契約の効率化を図る。

情報システムにより部門間で契約情報を共有するシステムを構築する。

3 . プロジェクトチームの設置

上記の措置を行なうため、機構内にプロジェクトチームを設置。

( 注 ) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載